

知立中学校

いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 5 月

令和 6 年 4 月 1 日現在

知立中学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、けんかやふざけ合い、いじりであっても、いじめである可能性があり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」という基本的な考え方を基に、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、教職員が、「いじめの未然防止」や「いじめの早期発見」、「いじめが発生した際の対処」等に、組織的に対応していくことが重要である。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の仲間との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもてるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚をもち、自信をつけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感をもち、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを一層進める。

2 いじめ防止等の対策組織と、その役割

(1) 組織設置の目的

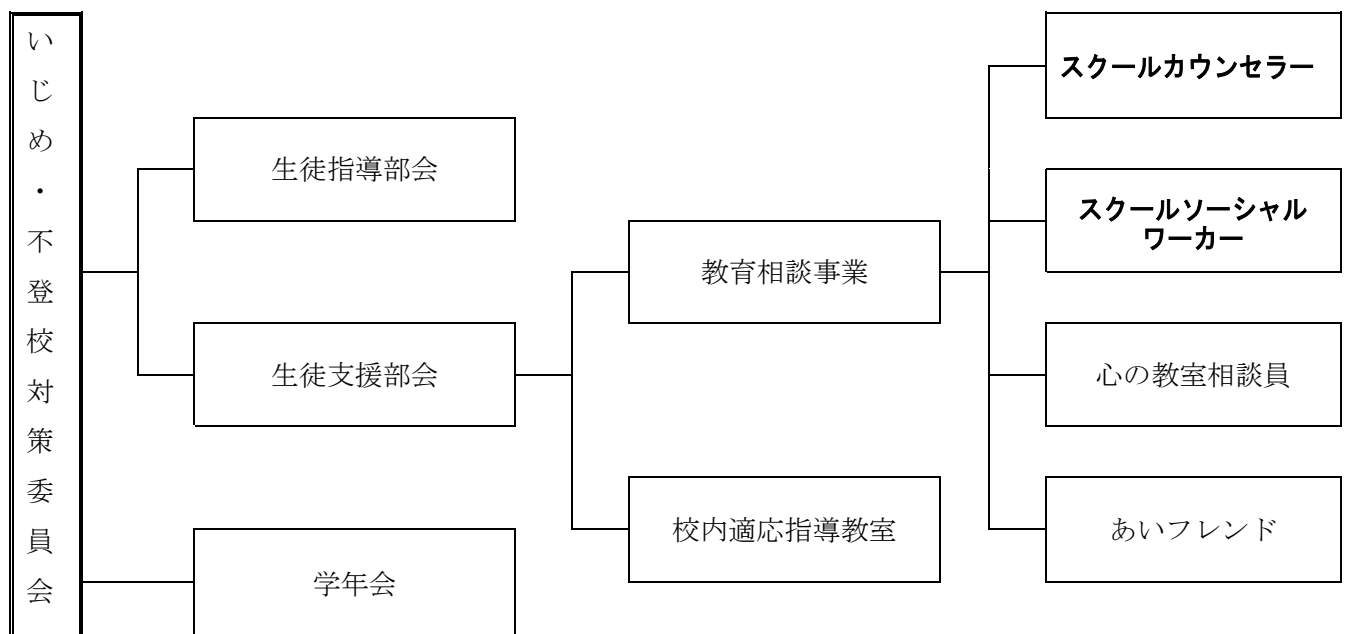
いじめの早期発見と実効的な対処をしていくために「いじめ・不登校対策委員会」※₁を核にして、必要に応じて複数の教職員と、心理学等の専門的知識を有する者※₂その他の関係者により構成される「いじめ防止等の対策組織」を設置する。以下は本校の「いじめ防止等の対策組織」図である。

※₁ 四役、学年主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事、養護教諭にて構成する。

いじめの有無にかかわらず、毎月開催し、不登校（傾向）生徒の状況やいじめの対応状況について的確に把握し、全職員の共通理解を図ったり、適切な対策を講じたりしていく。

※₂ 心理学等の専門的知識を有する者：(2) 内で**ゴシック体太字**にて表記

(2) 「いじめ防止等の対策組織」の実際



(3) 「いじめ防止等の対策組織」の役割

ア 「知立中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実際と進捗状況の確認

- 毎月開催する「いじめ・不登校対策委員会」に加えて、週1回開催する学年主任者会、生徒指導部会において、生徒の状況を報告し合い、情報の共有化を図る。
- 知立市不登校・いじめ未然防止対策協議会作成の「なやみアンケート」や、本校独自の生徒向け学校評価アンケート、教育相談の結果の集約・分析について検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- PTA 役員・実行委員会、民生・児童委員会、保護司会、学校評議員会、学年保護者会、三者懇談会、保護者や地域による学校評価アンケート等を活用して、情報を収集したり、改善策の検討をしたりする。
- いじめの早期発見等を目的として、定期的実施している「なやみアンケート」の全記録・調査用紙等を学校において3年間保存する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度当初に、最新の「知立中学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- 教師と生徒が力を合わせて、いじめが起らない学校づくりを推進していくことを共通理解する。
- 生徒の発言、訴え、生活記録の記述等、学校生活のあらゆる場面から、いじめやいじめにつながる可能性がないか注意をはらう。
- 学校の組織的対応の徹底及び、いじめ解消後の再発防止に十分留意する。

ウ 生徒、保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- 年度当初に、いじめ防止基本方針について、生徒やその保護者に説明する機会を設ける。
- 生徒会を中心に、いじめ防止の活動を積極的に企画、推進する。
- 随時、学校だより「広見」やホームページ、生徒指導だより「さわやか知中生」等を通して、いじめ防止に関連する取組状況等を発信し、地域や保護者に啓発する。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況や達成状況を、学校評価に位置づけて評価し、いじめ防止等の取組の改善を図る。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

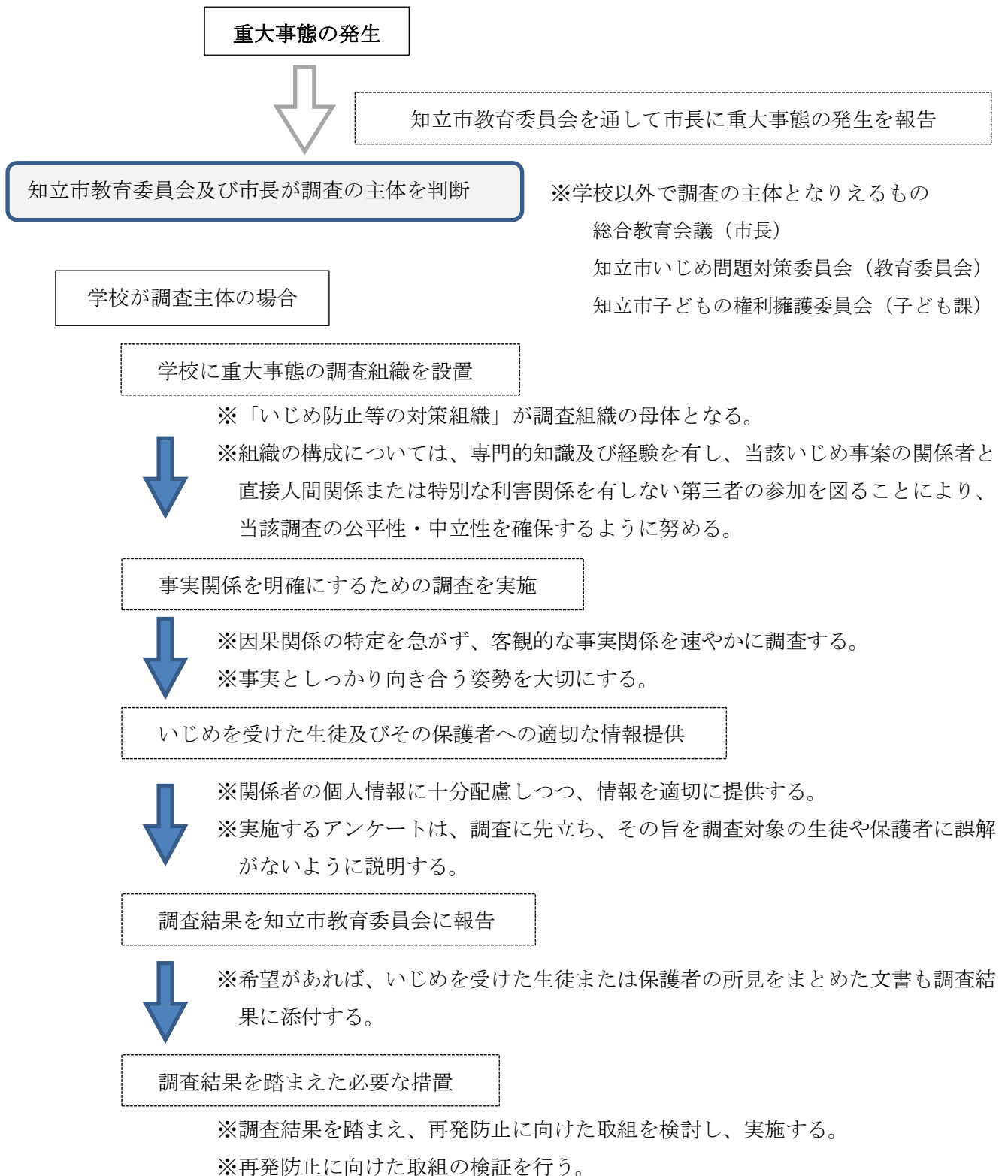
(1) いじめ未然防止の取組－生徒の心を耕すために－

- 積極的な生徒理解
- 教員から生徒に向けての積極的な対話
- 基本的生活習慣の育成と共感的な生徒指導の推進
- いじめを許さない生徒の主体的な生徒会活動（知立中学校人権宣言の活用等）などの推進
- 落ち着いて生活できる教室環境の整備
- 挨拶の奨励等、よりよい人間関係の構築
- 互いに認め合い、共に成長していける学級作り
- 人権意識や命の大切さを尊ぶ道德教育の推進
- 学びたい授業、分かる授業づくりを通じた自己肯定感や自己有用感の育成
- 言語活動や体験活動を基にしたコミュニケーション能力の育成
- 教職員の人権意識の高揚と現職教育の充実
- 保護者・地域との連携による「いじめを見逃さない、許さない」環境づくり

(2) いじめ早期発見の取組－生徒の小さなサインを見逃さないために－

- 生徒と教師の温かい人間関係作りを基にした相談しやすい環境づくり
- 日々の生徒観察（欠席確認と健康観察の実施を含む）
- なやみアンケート（年２回）、教育相談の実施（年２回）
- スクールカウンセラー、心の教室相談員、あいフレンドとの連携
- いじめ・不登校対策委員会を中心とした情報の共有
- 保護者との継続的な情報交換

【知立中学校 重大事態の対応フロー図】



(3) いじめに対する措置－重大事態の対応フロー図に基づいて－

- いじめを受けた生徒や、いじめを知らせてきた生徒の安全確保
- いじめたとされる生徒や集団に対する毅然とした態度での指導・支援
- 事実関係の確認に基づいた再発防止を目指した適切な組織的指導と解決後の継続的な支援
- 被害・加害生徒及びその保護者への連絡・説明・支援
- 知立市教育委員会への連絡、相談
- 事案に応じた関係機関との連携

(4) ネットいじめへの対応

- 情報モラル教育の推進（ケータイ安全教室や授業等）
- 保護者への啓発活動

（入学説明会や保護者会、学校・学年通信や生徒指導だより、長期休み前のたより等）

- 積極的な警察への相談や外部機関への援助依頼

※特に、児童ポルノに関する内容は、学校で判断せず、即警察に相談し、助言・指示を仰ぐ。

4 重大事態への対処について

いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。

具体的には、知立市教育委員会を通して市長に報告するとともに、知立市※₁及び本校の下に組織を設け、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。そして、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報について適切に情報提供するとともに、生徒と保護者の心のケアについては関係機関と連携をとりながら対応する。

※₁ 総合教育会議（市長） 知立市いじめ問題対策委員会（教育委員会） 知立市子どもの権利擁護委員会（子ども課）
（ ）は会議や委員会を主催する者 または組織

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ学校評価（生徒、保護者、教職員）アンケートを実施し、不登校・いじめ対策委員会でいじめの未然防止やいじめへの対応等に関する取組について検証を行う。

6 その他

- (1) いじめに関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「知立中学校いじめ防止基本方針」を必要に応じて改定し、ホームページに掲載し、知立中学校のいじめについての基本方針を保護者や地域への周知を図る。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行ったり、必要に応じて電話連絡や家庭訪問による情報収集を行ったりして、休業中のいじめ防止・早期発見に取り組む。

令和6年度 知立中学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの年間計画

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	○いじめ防止基本方針の内容確認	○スクールカウンセラー、心の教室 相談員、あいフレンドについて、 生徒や保護者への周知	○身体測定	○PTA 実行委員会・全委員会 ○保護者会（2年、3年） ○PTA 総会
5		○海の学習（2年） ○修学旅行（3年）		○保護者会（1年）
6		○オリエンテーション合宿（1年） ○学校保健委員会	○なやみアンケート ○教育相談	○クリーンサンデー ○学校評議員会 ○民生児童委員会 ○知立市少年の主張 ○PTA 実行委員会大会
7		○SNS 講演会		○保護者会（全学年） ○保護司会
8	○現職教育 「生徒支援と学級経営」	○知立市チャレンジキャンプ ○学校保健委員会		
9			○身体測定	○PTA 実行委員会・全委員会 ○市学校保健大会
10		○体育大会		○三者懇談会（全学年）
11		○文化祭	○なやみアンケート ○教育相談	○保護者会（3年） ○PTA 実行委員会
12		○人権週間・（集会・人権講話） ※生徒会による「知立中学校人 権宣言」の唱和	○人権週間・（集会・人権講話）	○人権週間・（集会・人権講話） ○人権講演会（全校） ○三者懇談会（3年）
1	○学校評価アンケート結果の分 析と対応		○身体測定	○学校評価アンケート ○入学説明会 ○三者懇談会（3年） ○PTA 実行委員会
2				○学校評議員会 ○保護司会
3	○学校関係者評価結果の検証 ○いじめ防止基本方針の見直し	○小・中・高の連携・情報交換会		○保護者会（1・2年）
通 年	○いじめ・不登校対策委員会会 議は、原則毎月開催 ○生徒指導部会や生徒支援部会 との連携	○全校集会における校長の講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○学びたい授業、分かる授業の創造 ○情報教育の推進	○欠席確認、健康観察の実施 ○スクールカウンセラーによる 相談 ○校長・教頭による教室等巡視	○あいさつ運動 ○登校・下校指導 ○学校通信・PTA 新聞の発行 ○ホームページの更新 ○警察との定期的な情報交換